

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 169 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 164 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：
 - 行政文書の不存在について
審査請求人は、「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。
不当な交通違反告知を防止するための取組みとしては、警察官に対する研修等が考えられるが、諮問実施機関の説明によると、「交通指導課だより」等の教養資料について、実施機関が条例の適用を受ける平成 14 年 4 月 1 日以後に作成又は取得されたものを対象に探索したが、該当する行政文書は存在しなかったとのことである。
交通違反告知については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令を遵守し、適正に実施されなければならないのは当然のことであり、実施機関において、不当な交通違反告知を防止するための特段の取組みが行われていないとしても、必ずしも不自然とは言えない。
以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。
したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 23 年 8 月 13 日		
② 決 定	平成 23 年 9 月 9 日付けで不開示決定		
③ 審査請求	平成 23 年 9 月 11 日		
④ 諮 問	平成 23 年 9 月 22 日		
⑤ 経 過	平成 27 年 11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年 12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年 1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年 2 月 23 日	第 192 回審査会	審議